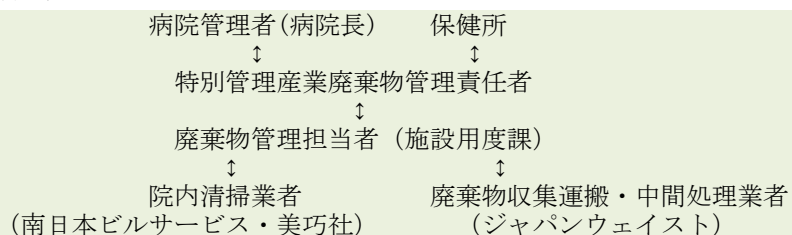


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 12月 9日	
鹿児島県知事 殿	
提出者	
住 所	鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号
氏 名	社会福祉法人恩賜財団 済生会川内病院
	院長 寄山 敏男
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0996235221
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院
事業場の所在地	鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	14 医療，福祉
② 事業の規模	病床数244床
③ 従業員数	500人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	使用済み注射針・化学療法廃棄物（プラスチックボックス）、医療廃棄物（段ボール）、キシレン・アルコール・クリアプラス・ヘキササン廃液（一斗缶）、硝酸銀水溶液（その他） ↓ ジャパンウェイスト(株)にて委託中間処理(廃棄物の焼却) ↓ 各最終処分場にて委託最終処理(焼却灰の埋立て)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） ・分別廃棄の徹底による排出抑制及び減量化 ・廃透析器具容器をプラからダンボールへ変更 ・コロナ廃棄物は50L・20LBOX・段ボールで処理していたが、5類移行後は他の医療廃棄物と同様に処理し、BOX・段ボールを削減及び減量化		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・分別廃棄の徹底による排出抑制及び減量化		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・感染性疾患の患者が使用した紙おむつは感染性廃棄物として処理し、非感染性の患者が使用した紙おむつを事業系一般廃棄物として廃棄
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・感染性疾患の患者が使用した紙おむつは感染性廃棄物として処理し、非感染性の患者が使用した紙おむつを事業系一般廃棄物として廃棄

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組）		
	・資材納入業者との連携を行い、包装・コンボ類の再生利用に努める		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組）		
	・資材納入業者との連携を行い、包装・コンボ類の再生利用に努める		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組）		
	・今後も当院で熱回収及び中間処理の実施予定はない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組）		
	・ 当院で埋立処分及び海洋投棄は実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組）		
	・ 今後も当院で埋立処分及び海洋投棄の実施予定はない		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組）		
・ 処分業者へ中間処理及び最終処分を委託している			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 処分業者へ中間処理及び最終処分を委託する		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	90.63 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
	・ 今後も継続し電子情報処理組織を利用する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物 処理計画書 内訳書

令和6 年度分

事業場名

社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院

別紙

※取り扱う廃棄物の種類が1種類であっても、この表を作成してください。

数字(t)

廃棄物の種類		廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分		産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
		①現状(前年度実績)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)		②計画(今年度計画)		①現状(前年度状況)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)					②計画(今年度計画)				
		排出量	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分を行った量	自ら埋立処分を行う量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)再生処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託する量	(左記内訳)再生利用業者へ委託を委託する量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託する量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量
1	廃油	2.59	2.50									2.59	2.59				2.50	2.50			
2	廃酸																				
3	廃アルカリ																				
4	感染性廃棄物	88.04	88.00									88.04	88.04				88.00	88.00			
5	鉱さい																				
6	汚泥																				
7	その他																				
合計		90.63	90.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	90.63	90.63	0.00	0.00	0.00	90.50	90.50	0.00	0.00	0.00

提出事業者名 (全角)	電話番号 (半角、ハイフン なし)	対象事業場名 (全角)	対象事業場所在地 (全角)	貼り付け用業種名	業種 (大分類)
社会福祉法人恩賜財団済生会	0996235221	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号	医療、福祉	14 医療、 福祉